

口座振替のご案内

**上下水道料金は、安心便利な
口座振替をご利用ください！**

口座振替は、ご指定の口座から自動的に上下水道料金を引落しますので、
納め忘れの心配がなく便利です。

○お手続き方法

- ・ 下記金融機関に、通帳及び届出印をご持参のうえお申込み下さい。
- ・ 振替日は毎月25日です。(土日祝日の場合は翌営業日)
- ・ 申込用紙は市内の各支店のみ取り扱っております。
- ・ 申込用紙の郵送もいたしますので、ご希望の方はご連絡下さい。

取扱金融機関

- ・ 常陽銀行
- ・ 筑波銀行
- ・ 結城信用金庫
- ・ 茨城県信用組合
- ・ 岩井農協
- ・ 郵便局
- ・ 茨城むつみ農協
- ・ 中央労働金庫

坂東市 上下水道部 水道課

TEL0297-35-2114

水道のご使用について(ご案内)

坂東市上水道をご使用いただきありがとうございます。
坂東市の水道をお使いになる上でのお願いと決まりごとは、次のとおりです。

1 水道の使用開始・中止のお手続きについて

- お引越しなどにより新たに水道をお使いになる場合や、水道の使用をお止めになる場合は、3～4日前までに水道課へご連絡ください。(土日・祝日を除く)
- 家の改築や長期間留守にする等で、一時水道を止めたいときも同様です。
※お届けがないと、ご使用されていなくても基本料金がかかりますのでご注意ください。

2 水道料金の請求とお支払方法について

- 水道料金は、毎月の水道メーター検針で計量し、お客さまのご使用になられた水量に基づいてご請求いたします。(10m³以下は基本料金のみご請求いたします)
- 水道料金のお支払方法は、口座振替払いと納入通知書(請求書)払いがあります。
料金のお支払はぜひ口座振替をご利用ください。
口座振替の手続をされるまでは、水道課から毎月送付いたします納入通知書をご持参のうえ市窓口(水道課・市役所)、市内金融機関(郵便局を除く)、またはコンビニエンスストアでお支払ください。
- 下水道をご利用のお客さまは水道料金と下水道使用料を併せてお支払いいただきます。
※クレジットカードによるお支払は取扱いしておりません。

3 ご注意事項

- 水道料金は納入期限内にお支払ください。
納入期限までにお支払がない場合は、督促や料金不払いによる給水停止があります。
- 給水装置の管理
ご家庭の水道設備(配水管の分岐部から蛇口まで)は、お客さまの財産です。
維持管理はお客さまが行うこととなっています。
漏水等の修理は、坂東市指定の給水装置工事事業者へご依頼ください。

坂東市水道課(午前8時30分～午後5時15分)
坂東市岩井4365(土・日・祝日を除く)
Tel 0297-35-2114

- ※お問合せの際は、検針のときにお配りするお知らせ票(検針票)や、納付書等に記載されている「水栓番号」をお知らせください。
- ※水道課では、土曜日・日曜日及び祝日のお取扱いはしておりません。
- ※坂東市の水道は「坂東市給水条例」等に基づいて供給されています。